

近世後期における陶磁器の地域的流通の比較研究 ——瀬戸焼と美濃焼を事例として——

棚 橋 隆 広*

本論文の動機は卒業論文が瀬戸焼の輸送を対象にしたものであり、卒業論文の動機は自宅の近くに、瀬戸街道があることから、瀬戸焼に興味を持ち、輸送についての卒業論文を書いた。修士論文では卒業論文で解き明かした瀬戸焼に加え、隣接している美濃焼を加えることにより、修士論文とする。

本論文は、瀬戸焼と美濃焼の流通について地理的要因、主に地形、産地から消費地までの自然環境がどのような影響を与えたのかを考察するとともに、瀬戸と美濃の両者が互いに影響を与えていたのかを明らかにするものである。また、窯元と瀬戸物問屋との交渉が、陶器専売制に対してどのような影響を与えていたのかを考察していく。近世後期の瀬戸に関する資料としては、高島富郎家文書を使用する。

本論文では瀬戸村、赤津村、下品野村を中心に生産されていた陶磁器を瀬戸焼と称し、多治見村、下石村、久尻村、笠原村、大富村を中心に生産されていた陶磁器を美濃焼とする。但し、妻木焼き等の他領のものを除き、天領分のみを美濃焼とする。瀬戸物は瀬戸焼と美濃焼の流通時における呼び名であり、瀬戸焼と美濃焼両者を含むものになっている。

瀬戸焼の主な先行業績は瀬戸市の『瀬戸市史 陶磁史編一～六』、『瀬戸市史 通史編』と同じく瀬戸市の『近世の瀬戸 —ここで作り、ここで暮らした—』¹が存在する。瀬戸市の『瀬戸市史 陶磁史編一～六』は瀬戸焼の古代から近代までを主に扱った研究書であり、近世が中心となっている。また、瀬戸市内で発掘された遺跡や、他地域で発掘された遺跡も載せられている。『近世の瀬戸—ここで作り、ここで暮らした—』は近世の瀬戸市域の通史編である。近世を中心に瀬戸市史とはまた別の視点から、瀬戸焼の歴史をとらえているものになっている。美濃焼の主な先行業績は山形万里子氏の『藩陶器専売制と中央市場』²、多治見市の『多治見市史 通史編』³に記載されている。山形氏の『藩陶器専売制と中央市場』は美濃焼と有田焼の専売制の違い、西浦家⁴による美濃焼の流通に焦点を当てたものである。『多治見市史 通史編』は多治見市の歴史を中心にしているが、美濃焼の古代から現代までの歴史が記載されているものである。

*国際人間学研究科歴史学・地理学専攻 博士前期課程

瀬戸焼と美濃焼を比べる根拠として、瀬戸焼と美濃焼は江戸時代において、ほぼ同質の技術を持っていたと考える事ができるからである。その理由は、室町時代に瀬戸は瀬戸山離散と呼ばれる状態になっており、瀬戸の陶工は周辺地域に移住していった。瀬戸の陶工が移住していった先の一つが美濃である。美濃に陶工が移動していった要因として、瀬戸と美濃の土地が隣接している、さらに、美濃の土が陶器を焼くのに適していたことなどが挙げられるが、はっきりした理由は不明である。この移動により、美濃で瀬戸の陶工が陶器を焼き始めたのが、美濃における陶器の本格生産の始まりである。江戸時代に入り、徳川義直が慶長15年（1610）に名古屋城築城を理由に美濃の陶工を瀬戸に呼び戻し、瀬戸での生産に支障がないようにした⁵。以上の理由から美濃焼と瀬戸焼の陶工が元々同じ場所の人であり、生産技術に差がないと推測できるからである。また、瀬戸焼と美濃焼を比較する上記以外の根拠として『多治見市史 通史編』によると尾張藩の蔵元制に入る享和2年（1802）以前は美濃焼のことを瀬戸物と称して書かれている⁶。

以上のことを根拠に、具体的には美濃焼と瀬戸焼の生産地による流通路と流通方法の差異を、それぞれの生産地の自然環境による地域差と関連させて解き明かしていく。さらに、美濃焼を焼いていた村々が幕領であり、瀬戸焼を焼いていた村々が、尾張藩であるから統治していた権力の違いも、流通路と流通方法に影響を与えていたのかも考察していく。また、美濃焼と尾張藩、瀬戸焼と尾張藩の関係を明らかにしていく。さらに、仲介していた、江戸と名古屋の瀬戸物問屋に関しても考察し、尾張藩陶器専売制が流通路と流通方法に与えた影響を検討する。

御蔵元制度の成立要因は、有田、肥前の染付焼の、国内販売の増加により、本業焼きを生産していた、瀬戸焼きの販路が減少し、さらに、不況により売りさばき不振が起こる。また、寛政2年（1790）幕府は、寛政の改革の一つで諸物価の引き下げを全国に命じ、24品目の地方の仕入値段、売り値段を調査し物価の安定を図ろうとした。以上の3点が原因で江戸、大坂、京都の瀬戸物問屋による荷代金の踏み倒し、滞納が増加した。各地からの滞納が増加したことを受けて、名古屋の瀬戸物問屋が、瀬戸の窯屋への、荷代金の滞貨が増加し、窯屋の中には倒産するものが出てきた⁷。しかし、筆者は上記の理由以外に、寛政12年（1800）に始まった、美濃焼の江戸直売りにも、その原因が存在するのではないかと考えられる。瀬戸焼と美濃焼は製品としては、瀬戸物として江戸で流通しており、両者が個別の流通方法をとった結果、競り売りが起こり、その結果瀬戸物の値崩れが起きた要因のひとつではなかったと考えられる。

瀬戸の不況を打破するために、加藤民吉が文化元年（1804）に九州へ技術習得に向かい、文化4年（1807）に瀬戸へ帰着し、染付焼の完成度を高めた事により、染付焼の本格生産が始まる⁸。

染付焼の本格生産に伴い、瀬戸村庄屋兼焼物取締役の加藤唐左衛門が中心となり、瀬戸の窯屋から、尾張藩と名古屋の瀬戸物問屋に蔵元制を申し入れた。これを両者が受け入れた事により、享和2年（1802）に瀬戸焼は尾張藩の蔵物になった。享和2（1802）年に瀬戸村、赤津村、下品野村に御蔵会所が設置された。御蔵会所には水野代官所の役人が定詰めした。御蔵会所の役割は、呉須と柞灰を釜屋に貸し出し。窯入れ時と取り出し時に役人による立会、その際に上物と下物に分ける。不良品と下物を除いた帳面を、名古屋の御蔵元に送るという役割であった⁹。

寛政2年(1790)の寛政の改革は瀬戸焼だけでなく、美濃焼にも影響した。多治見村、笠原村、久尻村、久尻村内高田郷の窯元は、名古屋の間屋への売りさばきをやめて江戸への直売りを画策した。江戸直送りの開始後、高田、大畑の窯元による証文の違反が起こったが、寛政12年(1800)に窯方取締りの協定を結んだ。しかし、江戸直送りの結果、瀬戸美濃双方の値崩れとなり、享和3年(1803)に江戸売りさばきに限り、尾張藩に申し出を行い、美濃焼は尾張藩の蔵元取締りの傘下に入った¹⁰。

美濃焼も瀬戸焼同様、代金は尾張藩の藩札の米札で支払われた。米札は、正金との引き換えに手数料がかかり、他領で使用できない、美濃窯元に不利な物であった。また、一度、尾張藩の財政に組み込まれてからの支払であり、支払いが遅れた。さらに天保年間になり、江戸の瀬戸物問屋の支払いが悪化した¹¹。

荷代金回収の遅れの原因を、尾張藩の蔵元が、販売権を握っているのが原因と判断し、美濃多治見村の円治と笠松村の儀七は、天保3年(1832)に、江戸に美濃焼独自の水揚会所を作ろうと計画した。水揚会所構想の内容は、美濃窯方の荷物が品川についたら、水揚会所に入れる。支配人を水揚会所に設置し、そこから各問屋に卸す。代金の回収は笠松支配の役所が取り立て、江戸表嶋屋が為替送金を行う。代金の取り立ては水揚何日以内に限る。荷主から名指しの場合は直接送り、代金は通常通り行う。と決められた¹²。

計画当初、多治見村内市之倉郷、下石村は反対していたが、天保4年(1833)に同意し、同じ天保4年に笠松役所も働きかけを行った。しかし、江戸と名古屋の瀬戸物問屋は、瀬戸焼と美濃焼で値が2通りになり、蔵元制度による価格維持が、出来なくなる事を理由に強固に反対した。その結果、江戸水揚会所は開設できなかった¹³。

水揚会所の設立運動を反対された円治は、天保6年(1835)に名古屋の瀬戸物問屋と交渉を重ね、「美濃焼物取締仕法」に合意を得た。そのやり取りについては、「冥加永等上納願書」¹⁴からわかる。「美濃焼物取締仕法」から、円治側が水揚会所の代わりに、名古屋の瀬戸物問屋に対して提案したものであったことが分かる。美濃焼物取締仕法は多治見村に取締り所を建て、そこを経由しない美濃焼の取引を禁止したものである。取締役には円治が就任した。この取締仕法の申し出を受けた笠松役所は尾張藩に掛け合い、了承を受けて窯元に厳守を言い渡した。また、尾張藩も領内の瀬戸物問屋に対して、窯屋に直買いに行かないように達しを出した¹⁵。

専売制が出来た翌天保7年(1836)に凶作になる。凶作の影響で天保8年(1837)に仲買入札が休止し、窯元に直接仲買人が買い付け、売れ残りは円治が引き取り、それを質入れし、窯元へ代金を渡した。また、取締所への預かり金を、5厘から2厘5毛に減らした。天保12年(1841)に窯元への仲買も鑑札が必要になり、翌天保13年(1842)に預かり金を休止した。入札を停止していたため、雑費が減り、積み立てていた預かり金で、毎年の上納皿を納めていたが、預かり金が無くなった後は窯株に割りあてた¹⁶。

無代上納皿については『美濃焼物御本丸賄所上納皿書類』¹⁷を使用して解明した。

山方万里子氏は、尾張藩が美濃焼を流通統制できた要因として、以下の理由を挙げている。御

三家の一つで、幕領美濃にも強力な政治力を持つ尾張藩に比べて、多治見を中心とする5ヶ村を納めていた美濃郡代は、幕府勘定所の支配下で、短期間の職務を務める幕吏に過ぎなかった。尾張藩と美濃郡代による中途半端な支配・統制のため、美濃窯業地は行政的な空白が存在していたとしている¹⁸。

しかし、筆者は美濃窯業産地が行政的な空白が、存在していたわけではないと考えている。その根拠として、天保期の水揚会所設立運動と、安政期の仲買取締改革から見る事が出来る。2回とも美濃窯方からの働き掛けで笠松役所は動いているが、どちらにしても美濃窯方のために動いており、行政的に笠松役所が機能していたのは明白であると考えられる。

美濃窯元が流通統制を敷けた要因として考えられるのは、以下の理由である。まず、美濃側に有力な陶商がおらず、さらに、幕領であるので、背後に藩権力がないことから、美濃窯元の庇護をする権力がなかった。このことは美濃焼と似た製品である、妻木焼きを焼いていた妻木村が妻木氏の領地であり、妻木氏は500石と小大名でありながら、安政2年（1855）まで御蔵元制に組み込まれなかったことから分る。また、美濃窯元にも利点があるため御蔵元制に入ったと考えられる。その利点は、荷代金の回収の安定化と、尾張藩権力を使用した他領との交渉が挙げられる。瀬戸の窯元と名古屋の御蔵元にとっては、美濃窯元が蔵元制に入ることにより、両産地の競り売りがなくなり、陶磁器の価格の安定化するという利点がある。また、尾張藩側としても国元においては、正金で美濃窯元に支払わないといけないうにしても、江戸に於いて販売された美濃焼の代金は、そのまま江戸藩邸の資金として使えるので、尾張藩にとって有益な物である。さらに、多量ではないが、美濃窯元から冥加金を得られるメリットがあったと考えられる。

注

- 1 瀬戸市史編さん委員会編『近世の焼き物—ここで作り、ここで暮らした—』（瀬戸市、1996）36～50、179～201、251～257、269～276頁
- 2 山方万里子『藩陶器専売制と中央市場』（日本経済評論社2008）
- 3 多治見市『多治見市史 通史編 上』681～709、967～1335頁
- 4 西浦家に関しては本文で解説
- 5 瀬戸市史編纂委員会『瀬戸市史 通史編 上』（愛知県瀬戸市、2007）271頁
- 6 3と同じ1093～1094頁
- 7 3と同じ1136頁、1137頁、瀬戸市史編纂委員会『瀬戸市史 陶磁史編 三』（瀬戸市市長井上博通、1988）102～115頁
- 8 3と同じ（多治見市、1980）1009～1012頁
- 9 瀬戸市史編纂委員会『瀬戸市史 陶磁史編 三』（瀬戸市市長井上博通、1988）102～103頁、111頁、146頁
- 10 3と同じ（多治見市、1980）1136～1139頁、1148～1153頁
- 11 3と同じ1148～1153頁
- 12 4と同じ1154～1155頁

- 13 4と同じ 1154 頁～1159 頁
- 14 多治見市編『多治見市 窯業資料編』（多治見市、1976）103. 104 頁
- 15 4と同じ 1160～1161 頁
- 16 岐阜県編『岐阜県史 史料編 近世九』（岐阜県、1973）57 頁 陶器抜荷取締書
- 17 岐阜県編『岐阜県史 史料編 近世九』（岐阜県、1973）865～867 頁
- 18 山方万里子『藩陶器専売制と中央市場』（日本経済評論社 2008）22 頁